

第3 法第30条第1項第1号の規定に基づき定められた簡易な評価方法は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める評価方法とする。 1・2 (略)	して交付する適合証 (3) 1(2)に掲げる書面 (4) 1(3)に掲げる書面 (5) 1(5)に掲げる書面 第4 法第35条第1項第1号の規定に基づき定められた簡易な評価方法は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める評価方法とする。 1・2 (略) 第5 法第2条第1項第3号の規定に基づき定められた簡易な評価方法は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める評価方法とする。 1 一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分 基準省令第1条第1項第2号イ(2)、同号イ(3)、同号ロ(2)、及び同号ロ(3)の規定に基づく評価方法 2 1以外の建築物又は建築物の部分 基準省令第1条第1項第1号ロの規定に基づく評価方法
---	--

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

三重県告示第245号

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関への建築物エネルギー消費性能適合性判定の委任の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和7年3月28日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関への建築物エネルギー消費性能適合性判定の委任の一部を改正する告示

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関への建築物エネルギー消費性能適合性判定の委任（平成29年三重県告示第257号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関への建築物エネルギー消費性能適合性判定の委任 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）<u>第14条第1項</u>の規定により、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部を行わせることとしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）<u>第10条</u>の規定により、公示します。 1・2 (略)	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関への建築物エネルギー消費性能適合性判定の委任 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）<u>第15条第1項</u>の規定により、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部を行わせることとしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）<u>第8条</u>の規定により、公示します。 1・2 (略)

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

三重県告示第246号

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第37条第1項の規定により指定登録機関の登録事務の廃止を許可したので、同条第2項の規定により告示します。